

お 知 ら せ

皆様のご協力のもとに進めております国土交通大臣起業の『一般国道三号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事』について、令和七年五月二十三日国土交通省告示第三百九十四号により土地収用法による事業の認定がなされておりますが、左記のとおり土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記 記

一 手続開始の告示があった日

令和八年六月二十六日（福岡県告示第 四三一 号）

二 手続開始の告示があった土地

（収用の部分）

福岡県久留米市東合川七丁目及び東合川一丁目地内

（使用の部分）

福岡県久留米市東合川七丁目及び東合川一丁目地内

この手続開始の告示の日以後、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、
「留意ください」。

イ 右の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

ロ 右の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。また、新たな権利を設定されても、損失の補償は受けられません。

ハ 右の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件を附加増置するときは、あらかじめ福岡県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ニ 右の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっておられる関係人は国土交通大臣に対し、福岡県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。

また、国土交通大臣が裁決申請したときまたは国土交通大臣に裁決を申請するよう請求したときは、これらの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。

ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立てを直接福岡県収用委員会あてにすることができます。

なお、これらの土地を表示する図面については、久留米市国県事業調整課で縦覧されています。詳しい内容について記載されていますパンフレット「補償等についてのお知らせ」を、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所用地第一課及び久留米市役所国県事業調整課において用意しておりますので参考にしてください。その他、不明な点については、左記の国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所用地第一課にご照会ください。

起業者の名称

国 土 交 通 大 臣

連 絡 先

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 用地第一課

住 所 福岡市東区名島三丁目二四番一〇号

電 話 〇九二一六八二一七七三六